

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
地方独立行政法人大月市立中央病院中期目標 前文 大月市立中央病院は、昭和37年の開院以来、地域中核病院として市民の健康保持と疾病の予防・治療に努め、地域の発展に貢献してきた。 しかし、急速な人口減少と少子高齢化の進行や医師不足の深刻化、医療制度改革による影響などから病院を取り巻く環境はますます厳しさを増してきており、近年医療収支の赤字が続き、繰入金に依存した経営体制にある。 このような中、大月市立中央病院はこれまでの地方公営企業法が一部適用される地方公共団体の枠組みを離れ、経営の自由度を高め、責任体制を明確にするとともに、政策医療を確実に実施することを可能とする地方独立行政法人へ移行することとした。 移行後は、地方独立行政法人大月市立中央病院として、市民の医療需要の変化に的確に対応し、二次救急医療をはじめ市民が求める地域に根ざした医療を提供し、地方独立行政法人制度の特長を生かして、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、もって市民の健康の増進・維持に寄与することを期待する。 ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。	地方独立行政法人大月市立中央病院中期目標 前文 <u>地方独立行政法人大月市立中央病院(以下「市立中央病院」という。)は、山梨県東部地域の</u>中核病院として市民の健康保持と疾病の予防・治療に努め、地域医療を担う重要な役割を果たしてきた。 <u>市立中央病院は、法人移行後、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自立性を最大限に発揮し、引き続き市民が求める地域に根ざした医療の提供を目指してきた。</u> <u>今後も、地方独立行政法人として、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持・増進に寄与することを期待する。</u> <u>一方で近年の病院経営は、人口減少と少子高齢化の進行、医師不足や診療報酬のマイナス改定、いまだに感染の収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響などにより、非常に厳しい状況となっている。</u> <u>このため、市立中央病院は、富士・東部地域全体で、持続可能な医療体制を確保するために必要な機能分化・連携強化の取り組みについて検討しなければならない。</u> <u>このような状況の中、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を取り入れた中期目標を次のとおり定める。</u>	・地方独立行政法人化後の市立中央病院の役割を記載 ・現在の病院経営を取り巻く状況を記載 ・令和4年3月に総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った中期目標とすることを記載
第1 中期目標の期間 <u>法人成立の日から2023年3月31日までとする。</u>	第1 中期目標の期間 <u>令和5年(2023年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの4年間とする。</u>	・ガイドラインの対象期間は、5年度から令和9年度までの期間が標準とすることが示されているが、策定期間は役員の任期と同じ令和8年度までの4年間とした。ガイドライン4ページに記述
第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービス (1) 地域医療の維持及び向上 富士・東部医療圏の中核病院として、医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、山梨県地域医療構想において求められる役割を担い、地域の医療機関との機能分化・連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。	第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>市立中央病院は、定款に定める目的を達成するため、その業務について公立病院としてその質の向上に取り組むこと。</u> 1 医療サービス (1) 地域医療の維持及び向上 富士・東部医療圏の中核病院として、<u>救急医療</u>や医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、山梨県地域医療構想で求められる役割を担い、地域の医療機関との機能分化・連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。	・公立病院の役割を記載 ・文言整理と地域医療圏構想を踏まえた役割と機能を記載 ・中期計画には、病床数や病床に係る数値目標などを記載 ガイドライン6～8ページに記述
(2) 救急医療体制の充実 二次救急医療機関としての使命を果たし、「断らない救急」を応需方針とすることで市民が安心できる救急を目指して、救急医療体制を確保すること。 また、対応困難な疾患や三次救急の対象となる患者については、三次救急等の病院と緊密に連携し、迅速かつ適正な対応を行うこと。	<u>(2) 救急医療</u> 二次救急医療機関として、<u>「断らない救急」を応需方針とすることで市民が安心できる救急医療体制を確保すること。</u> また、対応困難な疾患や三次救急の対象となる患者については、三次救急等の病院と緊密に連携し、迅速かつ適正な対応を行うこと。	・文言整理 ・中期計画には、地域救急貢献率などの医療機能に係る数値などを記載 ガイドライン8ページに記述

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
(3) 高齢社会に対応した医療機能 高齢者が増え、生活習慣病をはじめとする慢性疾患を一人の患者がいくつも抱えているケースが増加していることから、総合診療科の機能を充実させるとともに、リハビリテーションなど、高齢社会に対応した医療機能を充実させること。	(3) 高齢者医療 市内の高齢者は増加し、生活習慣病をはじめとする慢性疾患を一人の患者がいくつも抱えているケースが増えていることから、総合診療科の機能を充実させるとともに、リハビリテーションなど、高齢者医療を充実させること。	・文言整理 ・中期計画には、介護保険事業との整合を確保しつつ市立病院としての役割、機能の明確化について記載ガイドライン6ページに記述
(4) 災害時等における医療協力 大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。 災害時には、地域災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣し、医療救護活動を実施すること。県内の基幹・地域災害拠点病院との連携のもとに地域住民が安心できる医療の提供に努めること。 新型インフルエンザ等の感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、第二種感染症指定医療機関として、迅速に医療の提供を行うこと。	(4) 災害時医療 大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。 災害時には、地域災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣し、医療救護活動を実施すること。 県内の基幹・地域災害拠点病院と連携のもとに地域住民が安心できる医療の提供に努めること。	・文言整理と新型インフルエンザ等の感染症については、第5 3新興感染症の拡大時に備えた取り組みに統合 ・中期計画には、県からの要請による医療スタッフの派遣などを記載
(5) 予防医療の取組み 専任医師及び保健師の確保、施設の充実により、各種健康診断及び企業健診、就職向け等の個人健診の受診率向上や予防接種等を継続して実施し、市民の健康寿命の延伸を図ること。	(5) 予防医療 専任医師等の確保、健診センターの充実を図り、各種健康診断の受診率向上や予防接種等を実施し、市民の健康寿命の延伸を図ること。	・文言整理 ・中期計画には、医療従事者の確保や施設整備計画などを記載
(6) 地域包括ケアシステムの推進 富士・東部医療圏の二次救急医療機関として、急性期から一部の回復期を担い、地域の機能分化を見据え、同圏域内の病院や診療所等との連携や医療資源の効率的かつ効果的な体制が構築できるよう取り組むこと。	(6) 地域包括ケアシステム 富士・東部医療圏の二次救急医療機関として、急性期から一部の回復期を担い、地域の機能分化を見据え、同圏域内の地域包括ケアの実現に向けた病床の維持と介護施設などと連携し、訪問診療などによる在宅療養支援に取り組むこと。	・文言整理と地域包括ケアの役割と機能を記載 ・中期計画には、中央病院の役割、機能などを記載ガイドライン5～6ページに記述
(7) へき地医療の継続と充実 富士・東部圏域の唯一のへき地医療拠点病院として、無医地区への巡回診療を継続すること。また、へき地医療を担う医師の教育研修に取り組むこと。	(7) へき地医療 富士・東部圏域の唯一のへき地医療拠点病院として、無医地区への巡回診療の継続へき地医療を担う医師の教育研修に取り組むこと。	・文言整理 ・中期計画には、市立病院としての機能分化・連携強化とへき地医療を担う医師の確保などを記載ガイドライン7ページに記述
2 医療水準の向上 (1) 医療職の人材確保 医療サービスの維持・向上を図るため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めること。 医師の人材確保については、大学関係機関との連携強化により、特に常勤医師確保に努めるとともに、臨床研修医及び後期研修医を育成すること。 看護師及び医療技術職員については、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化に努め、資格の取得も含めた教育研修体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。	2 医療水準の向上 (1) 医療従事者の確保 医師、看護師をはじめとする優れた医療従事者を確保するため、県内大学や医療関連団体等との連携強化を図ること。 常勤医師確保に努めるとともに、臨床研修医の受け入れや医療従事者の育成、研修体制の充実を図ること。 医療を取り巻く働き方改革への適切な対応をするため、中長期的な人事計画を進めること。	・文言整理と医師の働き方改革への適切な対応を進めることを記載 ・第3 2効率的かつ業務運営中の職員にかかる事項を統合 ・中期計画には、医師・看護師等の医療従事者の人員計画を記載

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
(2) 医療安全対策の徹底 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。 また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。	削除	第2 4 (1) 医療安全対策に統合
(3) 地域医療連携の推進 富士・東部医療圏の中核的病院としての役割を果たすため、北都留医師会との連携を強化し、機能分担と病診連携を強化すること。また、東部地域において規模及び機能が近い二つの市立病院との広域連携についても検討するとともに、民間病院との連携強化を図ること。	(2) 地域医療の連携強化 富士・東部医療圏の中核的病院の役割を果たすため、北都留医師会との連携を強化し、機能分担と病診連携を強化すること。 東部地域の近隣市立病院との広域連携を検討するとともに、民間病院との連携強化を図ること。	・文言整理と第5 1 (3) 保健医療情報の提供に統合 ・中期計画には、紹介率・逆紹介率など連携強化の取り組みを記載 ガイドライン7～8ページに記述
(4) 計画的な医療機器の整備 地域のニーズにあった良質な医療を提供するために、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。	(3) 施設・設備の最適化 長期的な視点を持って、病院施設や設備の長寿命化・更新を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ること。 また、各種情報システムを活用し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化に向けたデジタル化に対応すること。	・文言整理と第5 2 医療機器の整備を統合 ・中期計画には、電子カルテ・マイナンバーカードなど情報システムなどの取り組みを記載 ガイドライン13～14ページに記述
(5) 病院機能評価の受審 質の高い医療を効率的に提供していくために、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指し、医療機能の一層の充実・向上を図ること。	削除	・第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の公立病院の役割に統合
3 患者サービスの一層の向上 (1) 患者中心の医療の提供 患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの導入について検討すること。 また、社会福祉士を配置した医療連携室を中心に、患者相談窓口のさらなる充実を図ること。	3 患者サービスの向上 (1) 患者中心の医療 患者が自ら医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの導入検討と医療連携室を中心とした患者相談窓口のさらなる充実を図ること。	・文言整理と第2 3 (1) 診療待ち時間の改善等、3 (3) 患者・来院者のアメニティ向上を統合
(2) 診療待ち時間の改善等 患者サービス向上の観点から、外来診療、検査及び手術等の待ち時間の改善に取り組むこと。	削除	・第2 3 患者中心の医療に統合
(3) 患者・来院者のアメニティ向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。 また、患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底すること。	削除	・第2 3 患者中心の医療に統合

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
(4) 患者の利便性向上 <u>ボランティアとの協働、病院へのアクセス及び病院内の案内等を充実させ、患者の利便性の向上に取り組むこと。</u>	<u>(2) 患者の利便性向上</u> <u>患者とその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼される病院運営に努めること。</u> <u>そのひとつの方法として、ボランティアと連携し、患者のサービスの向上に努めること。</u> <u>全ての職員が医療サービスの提供者であることを改めて認識し、接遇の向上に努めること。</u>	・文言整理 ・中期計画には、患者の利便性 院内案内や移動介助、職員の接遇 向上の取り組みを記載
<u>(5)職員による接遇向上</u> <u>全ての職員が医療サービスの提供者であることを改めて認識し、接遇の向上に努めること。</u> <u>患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底すること。</u>	削除	・第2 3 (2) 患者の利便性の向上 に統合
4 より安心して信頼できる医療の提供 (1) 医療安全対策の徹底 <u>医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療事故防止対策、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、医療安全対策を徹底すること。</u>	4 <u>安全で安心な医療の提供</u> <u>(1) 医療安全対策</u> <u>患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に係る情報の収集・分析や医療事故防止、院内感染防止対策に努めること。</u> <u>また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</u> <u>安全な医療提供をするため、医療機器、医薬品、施設設備の安全管理を徹底すること。</u>	・文言整理と第2 (2) 医療安全 対策の徹底を統合 ・中期計画には、医療安全、院内 感染への取り組みを記載
<u>(2) 法令の遵守等（コンプライアンス）</u> <u>市立病院としての使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規定の策定・チェック等を通じて、役職員の行動規範と医療倫理を確立すること。</u> <u>また、個人情報保護及び情報公開に関しては、大月市個人情報保護条例及び大月市情報公開条例の趣旨を尊重し、市の機関に準じて適切に対応することとして、カルテ（診療録）等の個人情報の保護ならびに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</u>	<u>(2) 法令・社会規範の遵守</u> <u>市立病院として信頼され、市内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、医療法をはじめとする関係法令や社会規範を遵守するとともに、これらを確保するため内部統制体制を整備すること。</u>	・文言整理と法令・社会規範の 遵守を確保するための体制整備を 記載
5 市の医療施策推進における役割の発揮 (1) 市の保健・福祉行政との連携 <u>市民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から市の機関と連携・協力して、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などによる一次予防に重点を置き、疾病予防や介護予防の推進を図ること。</u>	5 市の医療施策推進における役割 (1) 市の保健・福祉行政との連携 <u>市が進める保健医療行政に積極的に協力すること。</u> <u>市民の健康増進を図るため、予防対策として市と連携・協力して、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などによる一次予防に重点を置き、疾病予防や介護予防の推進に努めること。</u> <u>市民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。</u>	・文言整理 ・中期計画には、市と連携した、 取り組みを記載

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
(2) 市民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、市民対象の公開講座の開催、ホームページやメールマガジンでの医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。	(2) 市民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、市民対象の公開講座の開催、ホームページや<u>広報誌など</u>での医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。	・中期計画には、広報、ホームページでの情報公開の取り組みを記載
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立 <u>恒常的に赤字決算が続いており、非常に厳しい経営状況にあることを認識し、徹底した業務運営の改善に取り組むこと。</u> 地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うとともに、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 地方独立行政法人の運営管理体制の確立 地方独立行政法人制度を<u>活かし</u>、自律性、機動性を<u>発揮しながら引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。</u> <u>医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。</u>	・文言整理と第3 2 (1)適正かつ弾力的な人員配置、(6)業務改善に取り組む組織風土の醸成を統合 ・中期計画には、経営指標の数値目標を記載
2 効率的かつ効果的な業務運営 (1) 適切かつ弾力的な人員配置 <u>医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。</u> また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。	2 <u>経営管理人材の育成</u> <u>経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な職員配置、教育及び研修に努め質の高い人材を育成すること。</u>	・文言整理と第3 2 (2)職員の職務能力の向上、(3)新しい人事評価制度の構築、(4)勤務成績を考慮した給与制度の導入を統合 ・中期計画には、職員の教育、研修、経営管理機能の強化への取り組みを記載
(2) 職員の職務能力の向上 ①医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備すること。 ②病院経営の分析能力や、診療情報の管理・分析の専門能力を有する事務職員を増員、育成することにより、経営成績の自己評価を行うこと。全職員が経営感覚とコスト意識を高め、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図ること。	<u>削除</u>	・第3 2 経営管理人材の育成に統合
(3)新しい人事評価制度の構築 職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新人事評価制度を導入すること。	<u>削除</u>	・第3 2 経営管理人材の育成に統合
(4)勤務成績を考慮した給与制度の導入 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、新人事評価制度を策定すること。新人事評価制度においては、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行い、適切な運用を図ること。	<u>削除</u>	・第3 2 経営管理人材の育成に統合
(5)職員の就労環境の整備 日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備すること。	<u>削除</u>	・第5 2 働き方改革の推進に統合

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
(6)業務改善に取り組む組織風土の醸成 職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。	削除	・第3 2 経営管理人材の育成に統合
(7)予算の弾力化等 中期目標及び中期計画の枠内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、迅速な事業運営に努めること。 また、契約においては、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図ること。	削除	・第4 1 経営基盤の確立に統合
(8)収入の確保と支出の節減 ①常勤医師の確保 他の地方公立病院同様、医師確保が喫緊の課題であり、大学への常勤医師派遣の依頼や公募による常勤医師の採用に努めること。	削除	・第2 2 (1)医療職の人材確保に統合
②収入の確保 地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り、収益を確保すること。 また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収など、収入確保に努めること。	削除	・第4 2 (1)収益の適正化に統合
③費用節減 後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直しや業務委託の推進など、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。	削除	・第4 2 (2)費用の適正化に統合
(9)外部会計監査人の登用 地方独立行政法人法においては、一定の地方独立行政法人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。地方独立行政法人大月市立中央病院は、会計監査人による監査の対象ではないが、独立した外部の専門家である会計士による会計監査を積極的に受け入れること。	削除	・第4 1 経営基盤の確立に統合
第4 財務内容の改善に関する事項 市立病院の公的使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより財務内容の改善を図り、経常収支の黒字化を実現すること。	第4 財務内容の改善に関する事項 <u>1 経営基盤の確立</u> 市立病院の公的使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、財務内容の改善を図り、経常収支の黒字化及び修正収支比率の改善に向けた取り組みを進めること。	・経営基盤の確立の追加と文言整理 ・中期計画には、一般会計が負担すべき経費の考え方、基準を記載するとともに、経営指標の数値目標を記載 ガイドライン15～17ページに記述

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
	2 収益と費用の適正化 (1) 収益の適正化 <u>地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り収益を確保すること。</u> <u>また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収など、収入確保に努めること。</u>	・文言整理と第3 2(8)② 収入の確保を統合 ・中期計画には、経営指標の数値目標、収入確保策を記載 ガイドライン15～17ページに記述
	(2) 費用の適正化 <u>経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革により費用の削減に努めること。</u>	・文言整理と第3 2(8)③ 費用削減を統合 ・中期計画には、経営指標の数値目標、費用軽減策を記載 ガイドライン15～17ページに記述
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 地域医療水準向上への貢献 (1) 地域医療への貢献 地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を密にし、患者の利便を高め、さらにかかりつけ医を推進し、地域医療の向上と地域包括ケアシステムの構築を目指すこと。 また、行政機関・介護保険機関と連携し、在宅医療の推進と支援に努めること。	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 地域医療への貢献 <u>市立病院として</u>地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を密にし、患者の利便性を高め、さらにかかりつけ医を推進し、地域医療の向上と地域包括ケアシステムの構築を目指すこと。 また、行政機関・介護保険機関と連携し、在宅医療の推進と支援に努めること。	・中項目の変更と文言整理 ・中期計画には、地域医療との連携強化策を記載 ガイドライン5～7ページに記述
(2) 地域の医療従事者の育成 <u>他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的にを行い、地域における医療従事者の育成を進めること。</u>	削除	・第5 2働き方改革の推進に統合
(3) 保健医療情報の提供 <u>地域医療のネットワークにおける中核的病院として、診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防及び専門医療等に関する情報を他の医療機関等へ提供すること。</u>	削除	第2 2(3) 地域医療の連携強化に統合
2 医療機器の整備 医療機器の整備については、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施すること。	削除	第2 2(4) 施設・設備の最適化に統合
3 健診センター拡張の検討 <u>健診センター施設が利用人数に対して手狭であるため、施設の拡充について検討すること。</u>	削除	第2 2(4) 施設・設備の最適化に統合

地方独立行政法人 大月市立中央病院 中期目標 新旧対照表 (素案)

第1期	第2期	考え方等
	<u>2 働き方改革の推進</u> <u>職員の健康やワークライフバランスの確保に向け、働き方改革に取り組むこと。</u> <u>また、医師の時間外労働規則の適用にあたっては、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼさないよう取り組むこと。</u> <u>看護師等の勤務体制についても、働きやすい環境の確保に努めること。</u>	・働き方改革への対応を記載 ・令和6年の規制強化に向け、時間外労働の削減の取り組みを記載 ガイドライン8～11ページに記述
	<u>3 新興感染症の感染拡大時に備えた取り組み</u> <u>新型インフルエンザ等の感染症など公衆衛生上の重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、第二種感染症指定医療機関として、迅速に医療の提供を行うこと。</u> <u>また、平時から県、医師会と連携し、富士・東部医療圏における市立病院の役割を果たせるよう、専門人材の確保、育成、施設設備の整備に努めること。</u>	・新興感染症の感染拡大時等の公立病院としての取り組みや医療機関との連携、人材の確保などの取り組みを記載 ガイドライン5～9ページに記述